

岡山市営上道墓園

墓地墓所使用許可申請受付スケジュール

令和7年11月4日

上道墓園内の一般墓所(合葬墓及び西洋式墓所を除く)に空きが生じ、現地確認の結果、再貸付が可能と認められる場合、空き墓所情報を公開し、墓地墓所使用許可申請を期間限定(【12月期】と【1月期】の2回)で受け付けます。

申請される方は、本紙をご確認のうえ、現地の空き墓所を下見したうえで受付期間内に申請してください。

なお、同一墓所に複数の申請があった場合、使用者決定抽選により使用者を決定します。

<担当課> 下記、【申請受付】[4 受付窓口]をご参照ください。

申請受付～使用許可までの流れ

【申請受付】

1 申請資格	(1)岡山市に住所のある人 (2)岡山市に住所はないが本籍のある人 (3)岡山市に隣接する市町に住所のある人 ※ (2)及び(3)の該当者の墓地使用料は5割増。 ※ (3)隣接する市町とは、玉野市、倉敷市、早島町、総社市、吉備中央町、美咲町、久米南町、赤磐市、備前市、瀬戸内市、香川県小豆郡土庄町。																			
2 申請対象墓所 ・使用料 ・管理料	上道墓園内の一般墓所(合葬墓及び西洋式墓所を除く)の1か所 所在地:岡山市東区草ヶ部1195番地ほか <table><tr><td>面積(㎡)</td><td>使用料(市内)</td><td>使用料(市外)</td><td>管理料(5年分)</td></tr><tr><td>4.0</td><td>320,000</td><td>480,000</td><td>16,600</td></tr><tr><td>5.0</td><td>400,000</td><td>600,000</td><td>20,750</td></tr><tr><td>9.0</td><td>720,000</td><td>1,080,000</td><td>37,350</td></tr></table> 位置図、主要設備は、 上道墓園位置図・配置図 上道墓園主要設備 をご参照ください。				面積(㎡)	使用料(市内)	使用料(市外)	管理料(5年分)	4.0	320,000	480,000	16,600	5.0	400,000	600,000	20,750	9.0	720,000	1,080,000	37,350
面積(㎡)	使用料(市内)	使用料(市外)	管理料(5年分)																	
4.0	320,000	480,000	16,600																	
5.0	400,000	600,000	20,750																	
9.0	720,000	1,080,000	37,350																	

3 申請期間	【12月期】 11月20日(木)～12月15日(月) 【1月期】 1月5日(月)～1月15日(木) 窓口受付:午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
4 受付窓口	岡山市生活安全課 墓地・斎場係 所在地:岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎2階 電話:086-803-1277 生活安全課ホームページ URL https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000075266.html ※上記以外の窓口(区役所、支所、地域センター)では受け付けいたしません。 岡山市役所本庁駐車場経路図 
5 申請方法	【12月期】申請手順 ※【12月期】の申請をせずに【1月期】のみ申請することもできます。 ① 11/4以降、「岡山市営上道墓園 墓地墓所使用許可申請受付スケジュール」を入手する。 [入手方法]・生活安全課ホームページからダウンロードする。 ・生活安全課に(メールか電話で)資料請求する。 ② 11/20以降、【12月期】空き墓所情報を入手する。 [入手方法]・生活安全課ホームページからダウンロードする。 ・生活安全課に(メールか電話で)資料請求する。

	③「岡山市営墓地墓所使用許可申請書(様式第1号(第3条関係))」に必要事項を記入のうえ、住民票(コピー不可、本籍地・筆頭者表示があるもの・発行日が申請日から3か月以内)を添付して提出する。 ※ 申請人以外の者(代理人)が申請する場合は委任状の添付が必要です。 ※ FAXによる申請はできません。 ※ <u>郵便による申請は12月15日必着。12月16日以降到着分の申請書類は申請者(代理人)に返送します。</u> 【1月期】申請手順 ※【12月期】の申請者で墓地使用料及び管理手数料を納付する(した)方は、【1月期】の申請はできません。 ① 11/4以降、「岡山市営上道墓園 墓地墓所使用許可申請受付スケジュール」を入手する。 [入手方法]・生活安全課ホームページからダウンロードする。 ・生活安全課に(メールか電話で)資料請求する。 ② 1/5以降、【1月期】空き墓所情報を入手してください。 [入手方法]・生活安全課ホームページからダウンロードする。 ・生活安全課に(メールか電話で)資料請求する。 ③「岡山市営墓地墓所使用許可申請書(様式第1号(第3条関係))」に必要事項を記入のうえ、住民票(コピー不可、本籍地・筆頭者表示があるもの・発行日が申請日から3か月以内)を添付して提出する。 ※ 申請人以外の者(代理人)が申請する場合は委任状を添付すること。 ※ FAXによる申請はできません。 ※ <u>郵便による申請は1月15日必着。1月16日以降到着分の申請書類は申請者(代理人)に返送します。</u>
6 注意事項	① 申請受付期間中に申請できる墓所は1世帯につき1か所だけです。 ② 提出された書類は、いかなる理由があってもお返しできません。 ※ 申請書類の控えが必要な場合は事前にコピーしたものを控えとしてください。 ③ 申請状況(申請件数やご自身が申請した墓所について複数の申請があるか等)のお問い合わせには一切お答えできません。 ④ 墓地使用料及び管理手数料を納期限までに納付されない場合、「取下げ願い」を提出していただき、申請取下げとします。 ⑤ 【12月期】使用決定抽選の落選者は、【1月期】で再度、申請することができます。 ⑥ 【12月期】の申請者で墓地使用料及び管理手数料を納付する(した)方は、

	【1月期】の申請はできません。 ⑦ 令和7年度の申請受付けは、【1月期】で最後となります。 ⑧ 【12月期】【1月期】ともに使用決定抽選の落選者の申請は、落選の事実をもって申請取下げとします。
--	---

【申請スケジュール】

11月4日 (火)	「岡山市営上道墓園墓地墓所使用許可申請受付スケジュール」(本紙)を生活安全課ホームページに公開。 ※紙面での郵送を希望される場合、生活安全課に資料請求してください。
11月20日 (木)	【12月期】申請受付開始 【12月期】空き墓所情報を生活安全課ホームページに公開。 ※紙面での郵送を希望される方は、生活安全課に資料請求してください。
12月15日 (月)	【12月期】申請受付最終日 17:15 で受付を終了します。 郵便による申請は12月15日必着。12月16日以降到着分の申請書類は申請者(代理人)に返送します。
12月16日 (火)	複数の申請対象となった墓所の申請件数の集計。 ※ ご自身が申請した墓所について複数の申請があった申請者宛てに「受付番号通知(使用者決定抽選該当)」を随時郵送します。12月16日までに「受付番号通知(使用者決定抽選該当)」の郵便着が見込まれない場合(概ね12月10日以降の申請受付)は電話にて受付番号をお知らせします。
12月17日 (水)	複数の申請対象となった墓所の使用者決定抽選実施 10時開始 会場:岡山市役所本庁地下1階 会議室 使用決定抽選の落選者の申請は、落選の事実をもって申請取下げとします。
12月24日 (水)	① 使用許可申請者(使用者決定抽選当選者含む)宛てに墓地使用料及び管理手数料納付書を郵送。 ※墓地使用料及び管理手数料の納入が確認された後、使用許可証を郵送。 金融機関から納入情報が生活安全課に届くの約2週間を要します。使用許可証の発送は1月中旬以降になります。 ② 使用者決定抽選で落選した申請者宛てに落選通知を郵送。 ③ 使用者決定抽選結果を生活安全課ホームページに公開。
1月5日 (月)	【1月期】申請受付開始 空き墓所情報を生活安全課ホームページに公開。 ※紙面での郵送を希望される方は、生活安全課に資料請求してください。

1月15日 (木)	【1月期】申請受付最終日 17:15で受付を終了します。 <u>郵便による申請は1月15日必着。1月16日以降到着分の申請書類は申請者(代理人)に返送します。</u>
1月19日 (月)	複数の申請対象となった墓所の申請件数の集計。 ※ご自身が申請した墓所について複数の申請があった申請者宛てに「受付番号通知(使用者決定抽選該当)」を随時郵送します。1月19日までに「受付番号通知(使用者決定抽選該当)」の郵便着が見込まれない場合(概ね1月13日以降の申請受付)は電話にて受付番号をお知らせします。
1月20日 (火)	複数の申請対象となった墓所の使用者決定抽選実施 10時開始 会場:岡山市役所本庁地下1階 会議室 使用決定抽選の落選者の申請は、落選の事実をもって申請取下げとします。
1月27日 (火)	① 使用許可申請者(使用者決定抽選当選者含む)宛てに墓地使用料及び管理手数料納付書を郵送。 ※墓地使用料及び管理手数料の納入が確認された後、使用許可証を郵送。 金融機関から納入情報が生活安全課に届くの約2週間を要します。使用許可証の発送は2月中旬以降になります。 ② 使用者決定抽選で落選した申請者宛てに落選通知を郵送。 ③ 使用者決定抽選結果を生活安全課ホームページに公開。

使用者決定抽選について

	日時	会場
【12月期】	令和7年12月17日(水)10時開始	岡山市役所本庁地下1階 会議室
【1月期】	令和8年1月20日(火)10時開始	岡山市役所本庁地下1階 会議室

1 抽選方法:パソコン上で作動するデジタル抽選ツールを用いた公開抽選

- 抽選作業は生活安全課職員が実施し、来場者もしくは生活安全課以外の職員(来場者がいない場合)が立ち会います。
- 申請者(代理人)の抽選会への出席は必須ではありませんが、抽選の立ち合いは可能です。受入可能人数が10名程度の会場のため、来場者多数の場合は入場をお断りする可能性があります。
- 抽選開始5分前から入場可能です。抽選開始以降、随時、入退場することができます。
- 来場される場合は、「受付番号通知(使用者決定抽選該当)」(申請受付後、該当者に郵送)に

記載されている「受付番号」をご確認ください。抽選会場では申請内容(「〇〇(氏名)」という者だが、受付番号を教え欲しい」等)についてのお問い合わせには対応しません。

- 抽選は受付番号で行い、会場内で個人名を公表することはありません。
- 発熱やのどの痛み、咳等がある方や体調のすぐれない方はご来場をご遠慮ください。

4 抽選手順

すべての抽選作業は大型モニターに接続したパソコン上で実施します。掲示物はありません。

- ① 墓所番号ごとに申請件数および受付番号を記載した[抽選対象墓所一覧]を表示します。
- ② *デジタル抽選ツールにより抽選を実施し使用者を決定します。

*[デジタル抽選ツール]の概要

Microsoft社のオフィスアプリケーション[Excel]で作動します。

Excel関数(RAND)により、墓所ごとに複数の受付番号に0から1未満の乱数を割当て、より大きい数値が割り当てられた受付番号を当選とします。

機械的に乱数を割り当てることにより、公平な抽選を実施することができます。

[RAND関数について]

Microsoft社のオフィスアプリケーション[Excel]に登載されている計算式で複数の計算対象について0以上1未満の小数(一様乱数)を生成します。

例: {=RAND()}と入力すると、毎回0から1未満の異なる小数が表示されます。

- ③ パソコン上のデジタル抽選ツールの作動状況を録画し、録画データを保存します。また、抽選結果の画像データもあわせて保存します。
- ④ 抽選結果が反映された[抽選対象墓所一覧]を大型モニターに表示します。
- ⑤ 抽選対象となっているすべての墓所の抽選が終了するまで①～④を繰り返します。

5 抽選結果

- ① [抽選対象墓所一覧]を生活安全課ホームページに公開します。
- ② 当選者宛てに墓地使用料及び管理手数料納付書を郵送します。
- ③ 落選者宛てに落選通知を郵送します。

市営墓地の使用許可を受けるには、あらかじめ墓地使用料ならびに墓地管理手数料の納付が必要です。墓地使用料は使用許可申請時の1回のみ、墓地管理手数料は5か年度ごとに、5か年度分を前納しなくてはなりません。納付書に記載している期限内に墓地使用料及び墓地管理手数料が納付されない場合は、「申請取下げ」をしていただきます。

墓地使用料等の納付から使用許可証送付までの流れ

【12 月期】	【1 月期】	手続き内容
12 月 24 日 (水)	1 月 27 日 (火)	生活安全課 使用許可申請者(使用者決定抽選当選者含む)宛てに墓地使用料及び管理手数料納付書を郵送。 ※墓地使用料及び管理手数料の納入が確認された後、使用許可証を郵送。 ※金融機関から納入情報が生活安全課に届くのに約2週間を要します。 ※使用者決定抽選結果を生活安全課ホームページに公開。
12 月 29 日 (月)頃	2 月 2 日 (月)頃	申請者 墓地使用料及び管理手数料納付書受取(郵送)。金融機関にて納入。
1 月 13 日 (火)以降	2 月 12 日 (木)以降	生活安全課 墓地使用料及び管理手数料納入確認～随時、使用許可申請決裁処理。 ※ 金融機関から納入情報が生活安全課に届くのに約2週間を要します。
1 月 19 日 (月)以降	2 月 18 日 (水)以降	生活安全課 使用許可証発送。

墓地墓所利用開始に際しての留意事項

墓石の建立等は、墓地使用許可証が手元に届いた日以降、「岡山市営墓地墓所工作物等設置・改造許可申請書」を提出し、許可を得てから行うことができます。許可前の着工および[岡山市上道墓園墓石等設置基準](下記参照)に適さない施工は認められません。

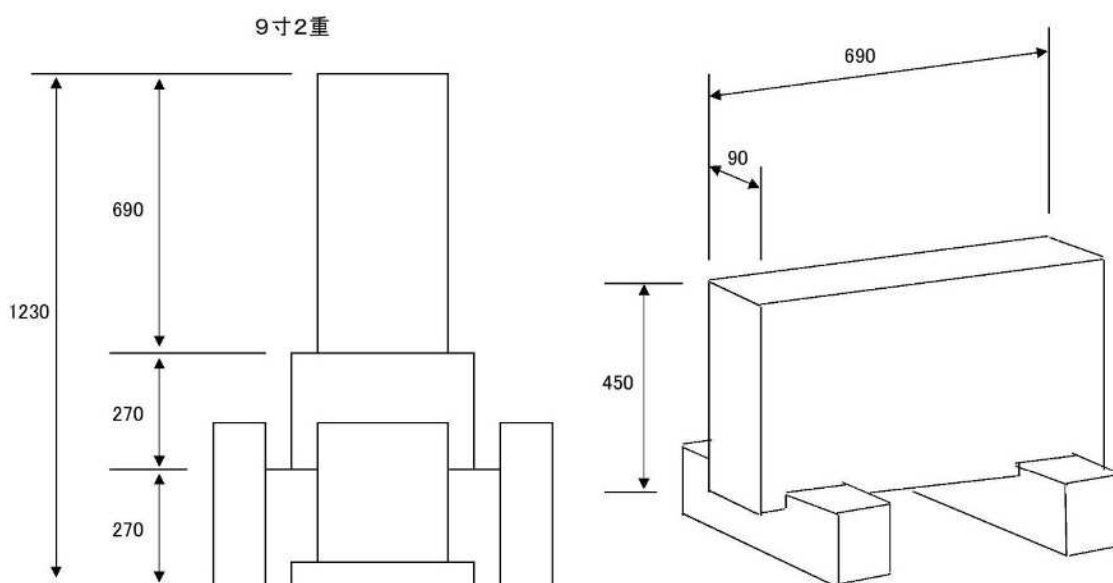
岡山市上道墓園墓石等設置基準					
＜平成29年4月1日から適用＞					
岡山市市民協働局 生活安全課 墓地・斎場係・上道墓園管理事務所					
面積	4 m ² (B4-8)	5 m ² (B5-7)	5 m ² (芝生)	4 m ² ・5 m ²	9 m ²
墓所の種類	規格墓所				
既設の境界設定	縁石	縁石	ポイント	縁石	縁石
延石又は玉垣の設置	不可	不可	不可	可 (縁石の上端から延石は20cm以下、玉垣は60cm以下、延石と玉垣を両方設置する場合は両方で60cm以下)	可 (縁石の上端から延石は20cm以下、玉垣は60cm以下、延石と玉垣を両方設置する場合は両方で60cm以下)
盛土	縁石の上端まで	縁石の上端まで	不可	縁石又は延石の上端まで	縁石又は延石の上端まで
墓石	- 高さについて、縁石の上端から123cm - 墓石の中心が縁石の外側から70cm 9寸二重台とすること - 工作物は、縁石の内側に設置すること	- 高さについて、縁石の上端から150cm - 墓石の中心が縁石の外側から90cm 9寸三重台とすること - 工作物は、縁石の内側に設置すること	- 高さについて、芝生面から73cm以下 - 墓石の中心がポイントの境界から70cm - 工作物は、ポイントの内側に設置すること	- 高さについて、縁石の上端から200cm - 墓石の中心が縁石の外側から100cm - 工作物は、縁石の内側に設置すること	- 高さについて、縁石の上端から200cm - 墓石の中心が縁石の外側から100cm - 工作物は、縁石の内側に設置すること
戒名板の設置	可	可	不可	可	可
その他の工作物(五輪塔・灯籠・塔婆墓標・地蔵・物置台等)の設置	不可 (塔婆立、墓標、物置台は可)	不可 (塔婆立、墓標、物置台は可)	不可 (塔婆立、墓標は可)	可 (縁石の上端から200cm以下)	可 (縁石の上端から200cm以下)
草・花・木の植栽	不可(既にあり)	不可(既にあり)	不可	不可	不可

※縁石とは市が設けた既存の境界ブロック、延石とは普通墓所のみ設けることのできる工作物を指します。

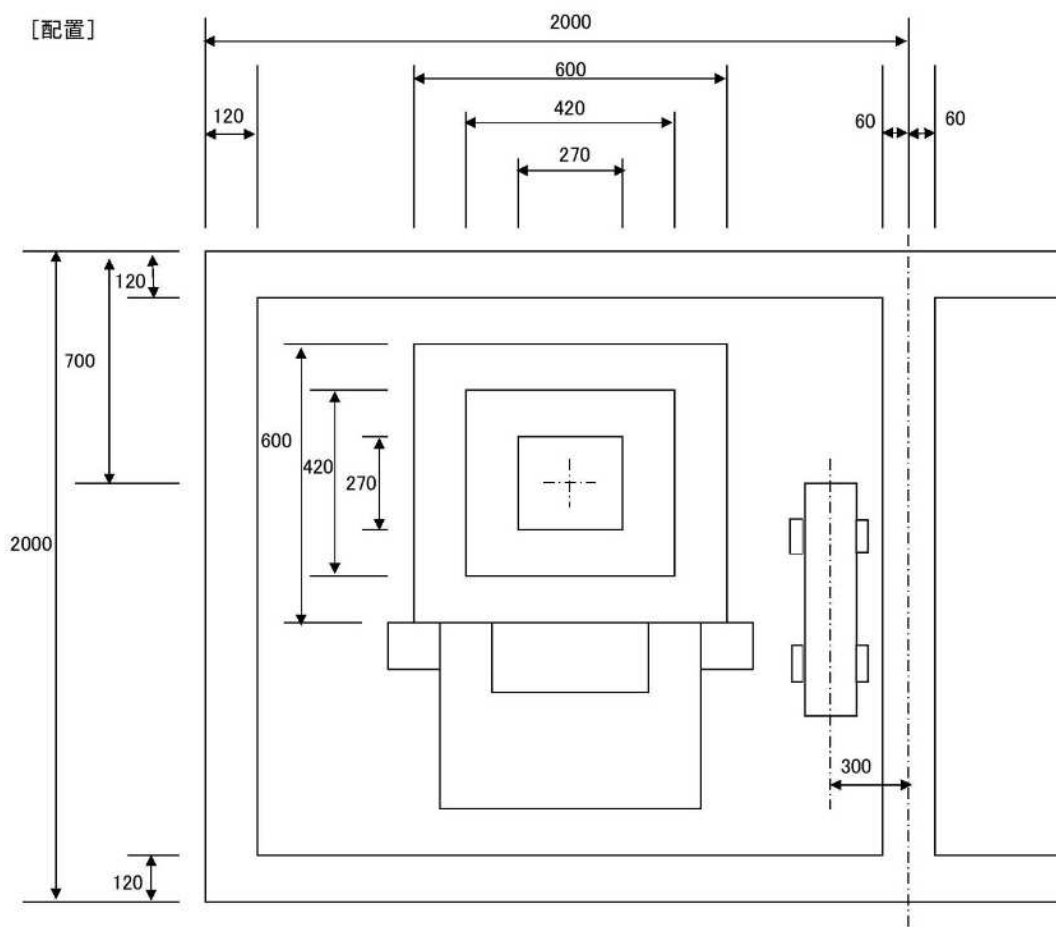
※工作物については別途用紙を参照のこと。

上道墓園 規格墓所（4m²）設置基準

[墓石]

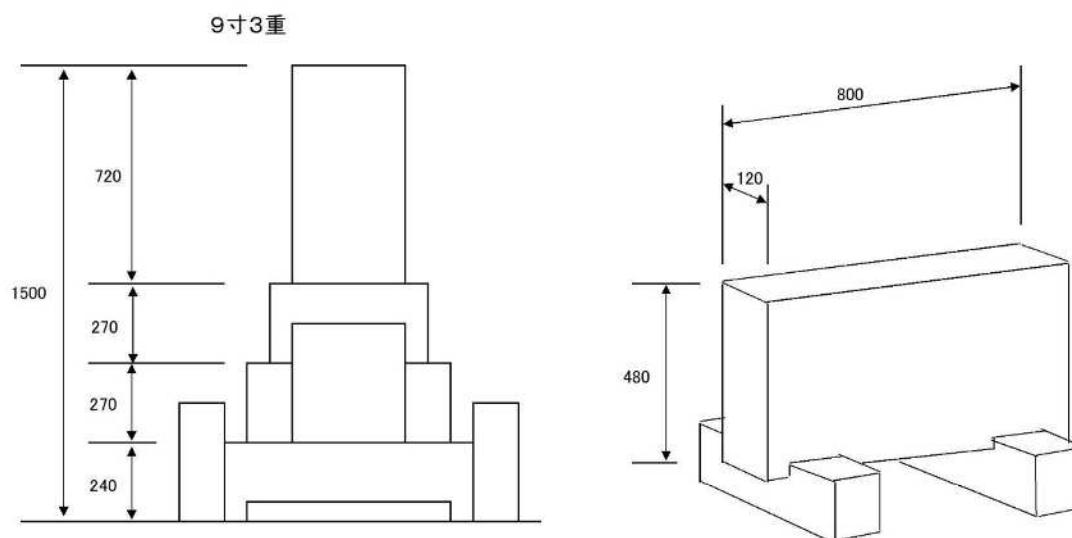


[配置]

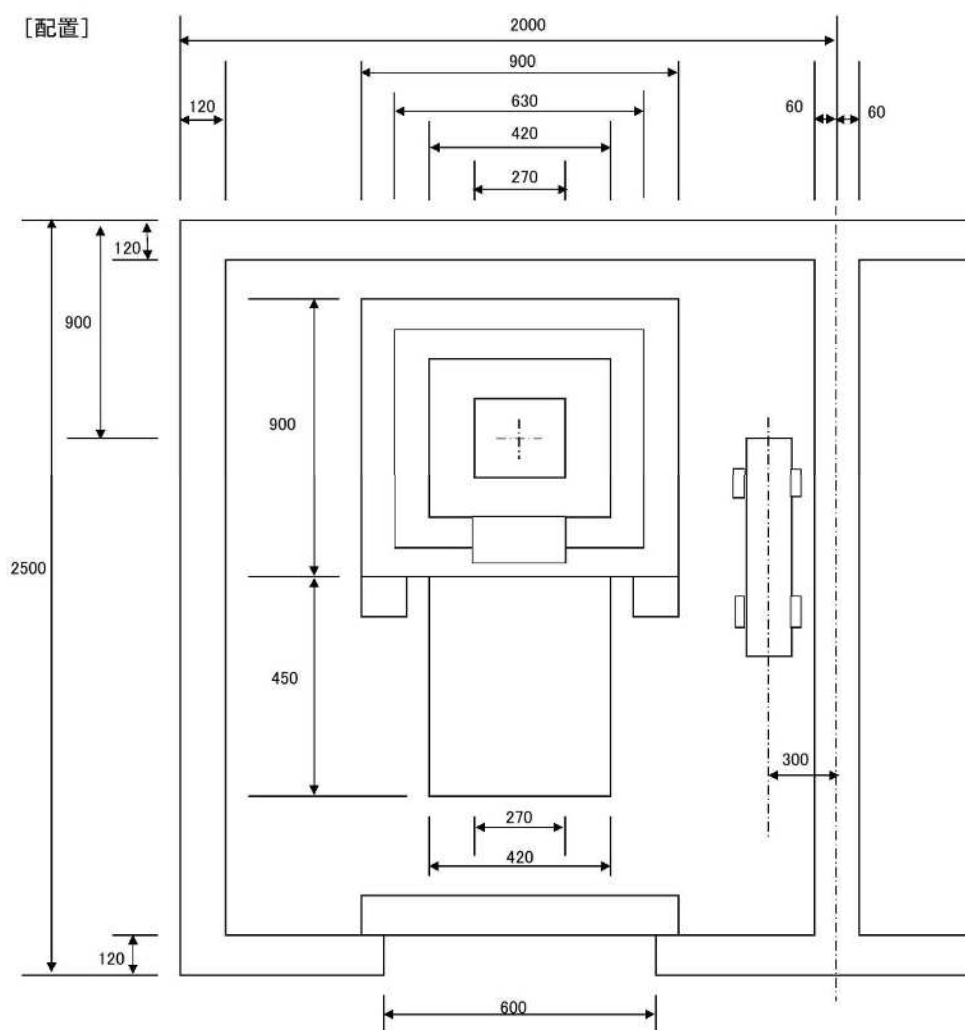


上道墓園 規格墓所（5m²）設置基準

[墓石]



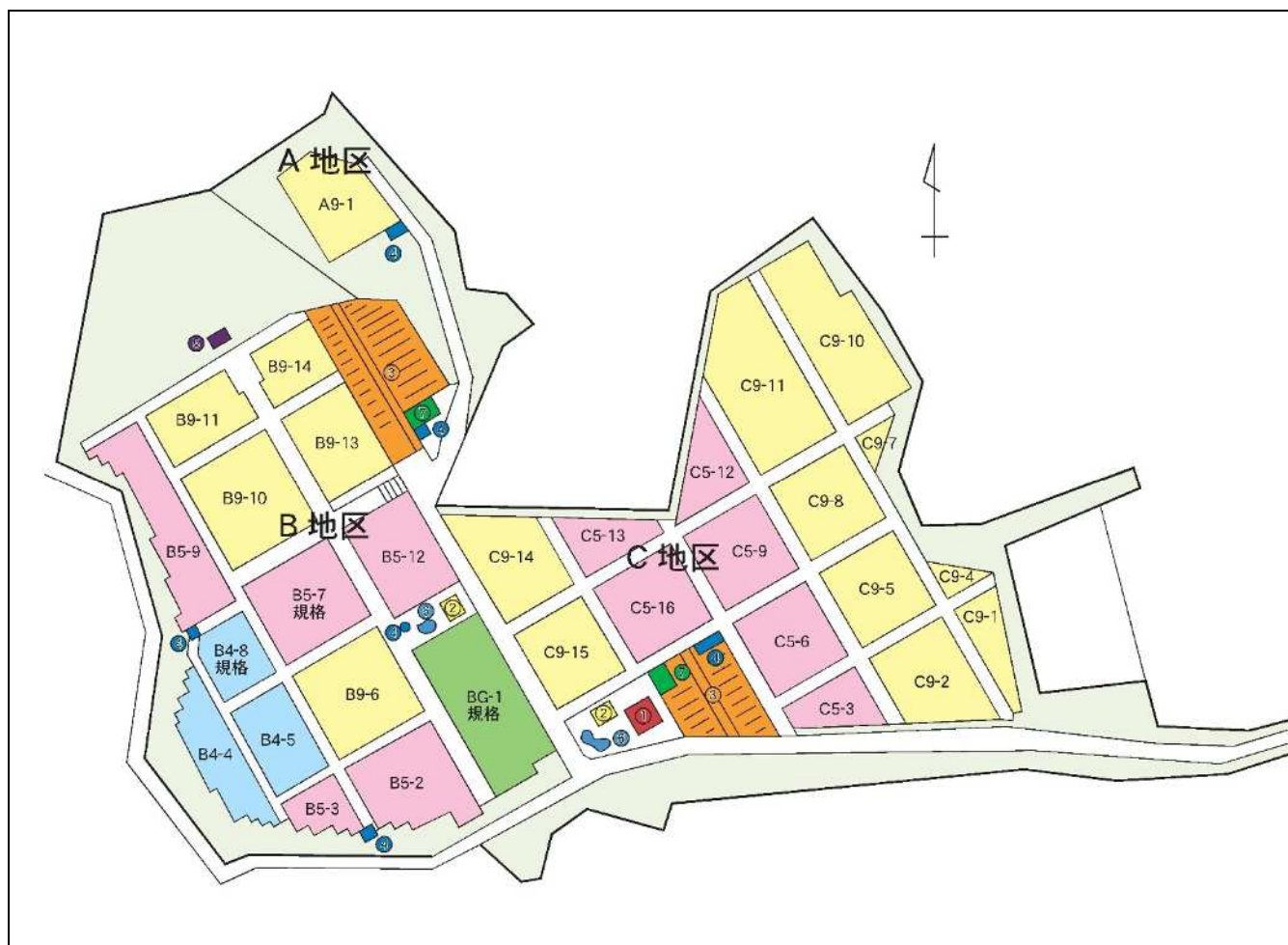
[配置]



上道墓園位置図・配置図

所在地:岡山市東区草ヶ部1195番地ほか





上道墓園主要設備

C 地区駐車場、管理事務所
及びトイレ

管理事務所

TEL:086-297-5935

※ 墓所使用許可申請の受
付はできません。



B 地区駐車場、トイレ



水道(複数個所にあり)



墓地の貸付に関する注意事項

- 1 市営墓地は土地の所有権は市に帰属し、墓所の永代使用者を決定するものです。
- 2 貸付墓地は現状有姿のままでお貸ししますので、申込前に十分に現地確認を行ってください。
- 3 納入された墓地使用料は、いかなる場合も払戻しはいたしません。ただし、墓所を未使用の場合のみ、納入された使用料の 2 分の 1 を還付します。
- 4 墓地管理手数料は5か年度分前納です。また消費税率の改定等により増額する場合があります。
- 5 墓地使用料及び墓地管理手数料は、納付書に記載の納期限までに一括納入してください。納付期限までに入金がない場合は、「申請取下げ」を提出していただきます。

使用許可後の注意事項

- 1 使用許可を受けた墓所及びその周辺の清掃を行い、墓地の環境維持に努めてください。
(※岡山市営墓地条例(以下「条例」という。)第13条)
- 2 墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできませんが、親族に限り承継することができます。なお、ここでいう「親族」とは、現使用者と新使用者の血縁関係が戸籍謄本等により確認できる者を指します。
- 3 墓所に埋葬又は埋蔵ができるものは使用者又はその親族に限ります。ただし、縁故者で他に引受人のないもので、市長の許可を受けたときは、この限りではありません。
- 4 囲障設置及び墓石建立等を行う業者の指定ならびに建立時期の制限はありません。
- 5 市は、墓所内で起こった墓石の沈下、墓石傾きなどには対応しません。建立の際には基礎工事を十分検討し施工してください。
- 6 ごみ置き場には、供花類・草以外は捨てないでください。また、果物・ビン・缶などのお供え物はお持ち帰りください。カラスや野犬が食べ散らかし苦情の原因となります。
- 7 次の行為は禁止されています。(※条例第17条)
 - (1)墓地の施設を損傷し、又は汚損する行為
 - (2)土地の形質を変更する行為
 - (3)はり紙若しくは立て札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示する行為
 - (4)他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
 - (5)その他墓地の管理上支障があると認められる行為
- 8 使用許可後、事前に許可等が必要なものは次のとおりです。
 - (1)墓石の建立等をする場合「工作物等設置・改造許可申請書」
 - (2)納骨する場合「死体埋火葬許可証(火葬済証)」
 - (3)住所等の変更「市営墓地墓所事項変更届」
 - (4)名義の変更(死亡による承継含む。)「市営墓地墓所使用承継許可申請書」

- (5)墓所からお骨を他のお墓等に移す場合「改葬許可申請書」
- (6)墓所からお骨の一部を他のお墓等に移す場合「分骨証明」
- (7)墓所が不要となり市へ返還する場合「市営墓地墓所返還届」

※返還とは、現在設置してある墓石、囲い及びお骨等を全て撤去していただき、従前の形状にすることをいいます。

- 9 市営墓地は、岡山市営墓地条例及び同施行規則に基づき管理していますが、改正がなされた場合には、改正後の条例等が適用となります。

墓石等の設置基準(条例第11条)

墓所の使用者は、次に掲げる工作物等を墓所に設置し、又は設置した工作物等を改造する場合は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければなりません。

- (1) 墓石、灯ろう、囲障その他の工作物で規則で定めるもの
- (2) 樹木
- (3) その他の工作物((1)に掲げるものを除く)

また、設置する工作物等は、以下の基準を満たすものでなければなりません。

○墓所面から高さ2メートル以内の墓石、灯ろう、囲障、墓標、戒名板、戒名柱、五輪塔、一石供養塔、地蔵尊、物置台その他これらに類するもの

○常に高さ2メートル以内に整形でき、かつ、区画外に支障を及ぼさない樹木

なお、上道墓園の設置基準は別途定めています。「岡山市上道墓園墓石等設置基準」を必ずご確認ください。

使用許可の取消(条例第18条)

次の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1)使用者が墓所を本来の目的以外に使用したとき。
- (2)使用者が墓所の使用権を他に転貸し、又は譲渡したとき。
- (3)使用者が許可を得ないで墓所内に工作物を設置したとき。
- (4)法令又は条例に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5)偽りその他不正な手段により、墓所の使用許可を受け、又は墓地使用料若しくは墓地管理手数料の徴収を免れたとき。
- (6)墓地管理手数料を5年間以上にわたって納付しないとき。

市営墓地使用に係る「よくあるご質問」

Q1 墓石工事が行える業者を紹介して欲しい。

A1 市では、業者の紹介をしておりません。また、業者の指定もございません。

Q2 使用权を複数名で持つことは可能か。

A2 複数名の方が使用者となることはできません。

Q3 承継時に候補となりえる「血縁関係のある者」とは、どこまでの範囲か。

A3 戸籍謄本等の資料により、関係が明示できる方を血縁関係のある方としております。

Q4 承継手続きを行う際、長男の私が使用者となることに次男(弟)が同意してくれない。

A4 申請の際は、親族等と協議の上でご提出ください。本件については、親族間で協議なされ結論が出てから、申請をお願いします。

Q5 使用者が没後であっても、承継などの申請は行えるのか。

A5 返還届、承継申請は現在の使用者が亡くなられた後でも、血縁関係のある方が申請できます。

Q6 隣の墓所から雑草が生えてきて困っている。

A6 担当課にご相談ください。墓所使用者に対し、担当課から文書指導を行います。

Q7 使っている墓所が沈下しているようだ。

A7 使用されている墓所の沈下は、使用者ご自身でご対応いただくこととしております。